



小規模企業共済制度

経営者のための退職金



(一社)日本建設組合連合は、個人事業主等の所属組合員が事業を廃止した際、あるいは老後の生活安定を図ることを目的とした新たな取組として、独立行政法人 中小企業基盤整備機構 の共済制度である小規模企業共済に係る業務委託団体契約締結し、取り扱いを開始しました。(平成 29 年 4 月 1 日)

小規模企業共済とは

小規模企業共済制度は、個人事業主や会社役員、経営者などが事業を廃止または会社を退職する際に、それまで積み立てた掛金に応じて退職金を受け取れる制度です。

加入できる方	一人親方、個人事業主、中小企業の経営者・役員
掛金(変更可)	1,000 円～70,000 円の範囲
支払方法	預金口座引落(月・半年・年払から選択)



掛金は
全額所得控除

共済金の受取りは
一括・分割・併用の
3タイプ



退職後の
「ゆとりある生活」
のために。

無理のない掛金
月額 1,000 円～70,000 円の
範囲で自由に選択

受取り時にも
税制面での大きなメリット

災害時や緊急時には
契約者貸付の利用が可能

詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。
5月・6月は加入推進月間です。